

「組体操」における 事故防止のための指導上の留意点



静岡県教育委員会健康体育課

目 次

はじめに	1
I 事故発生を防ぐために	
1 組体操の実施計画の作成にあたって	2
2 組体操の実技指導にあたって	2
3 組体操実施計画（例）	4
II 想定される事故の要因と安全指導のポイント	
1 タワーの場面で	6
2 ピラミッドの場面で	10
3 補助倒立の場面で	13
4 肩車・サボテンの場面で	16
III 県内で発生した「組体操」における事故について	18
資料	
組体操の事故防止について（通知）静岡県教育委員会	22
組体操による事故防止について（スポーツ庁政策課学校体育室）	24

注）組体操の表記について

組体操については、「組体操は2人以上で互いの力を利用し合う動的な運動を指し、組立体操は人と人とが組み合い、主に表現的身体活動を目的とした静的な運動のこと」とし、組体操と組立体操を区別して表記することもあります。この冊子では、これらをまとめて「組体操」と表記しています。

はじめに

組体操は、子供の身体の筋力や調整力等を高め、仲間との協調性を育てる機会でもあり、同時に、練習した成果を発表することにより達成感や充実感及び自己肯定感等を高めることができるなど、教育的な効果が期待されています。

しかしながら、近年全国では、組体操の大型化等の影響により、事故件数の増加や重傷事故の発生が報告されています。本県でも、年間 200 件を超える事故が報告されています。

県教育委員会は、先に「組体操の事故防止について（通知）」により、指導上の留意点等を示しましたが、今回、改めて組体操の事故事例や指導内容を検証し、事故件数の多い技を中心に、事故が発生する状況と原因、安全対策と指導方法について指導上の留意点としてまとめることとしました。

組体操の実施を計画する学校におかれましては、本留意点を参考に、子供の安全を第一に考えた組体操が実施されるよう、子供の実態、技の特性や事故の発生状況等の情報を共有し、補助の仕方や補助者の配置、マット等の安全器具の設置に配慮した、指導計画を作成してください。

子供の身体活動の成果を発表する場である組体操の取組が、事故によって損なわれることがないよう、発生原因を踏まえた対策・準備を十分に行い、安全な環境の下、子供たちが運動することの楽しさや喜びを実感できるよう、学校での万全な安全対策と指導方法について検討いただけるようお願いいたします。

静岡県教育委員会
教育長 木苗 直秀

I 事故発生を防ぐために

1 組体操の実施計画の作成にあたって

(1) 事故防止と実施への理解の観点からの計画

学校全体で、「組体操」を実施する意義やねらい、事故防止の観点とともに、子供・保護者、地域からの理解等の観点を加え、指導体制、指導計画を検討します。

(2) 事前のリスク想定による対応

＜例1＞「去年の子供たちはできた」は参考になっても、「子供の実態に基づいたことにはならない」という観点で、子供の実態に合った準備・計画を行う。

＜例2＞「雨が続いて練習が予定通りに進まない…」を想定して、変更案を複数作成する。

数週間の練習期間で行うのではなく、各学年の発達段階に合った指導の積み重ねの必要性を確認し、体育・体育的活動の指導・実施計画を再確認します（年間計画に位置付ける）。

(3) 安全面を重視した補助者の配置、安全器具等の活用

①校内研修等において、組体操の事故事例について検証し、学年等では補助者が不足する場面を想定して、補助者の配置についての記載を含めた計画を立てます。

②転倒や転落の危険性がある技の練習を行う時には、マットなどの安全器具等を使用して、けが防止に努めます。

③マット等をはじめ安全器具等の点検・整備を行います。

(4) 子供の発育発達の理解と危機管理体制の確認

子供の骨の数と大人の骨の数は、異なります。複数の骨がくっついて大人の骨になっていくので、骨が小さかったり、柔らかかったりします。

また、成長期であるので、自己治癒力も高い反面、骨折等を放置してしまうと曲がったままになることもあります。

事故発生時に適切な対応ができるよう、医療機関への搬送体制をはじめ、事故発生に備えた危機管理体制を確認します。

2 組体操の実技指導にあたって

(1) 基礎感覚を身につけることの重要性

運動が「できる」ようになるには基礎感覚【①体幹の締め感覚 ②逆さ感覚・振動・回転感覚 ③腕支持感覚】が必要だと考えられています。

しかし、それらは生育歴や運動経験による個人差があります。これらの基礎感覚が十分に身に付けられていないと、「怖さ」が先に立ち、やりたくないという思いを抱いたり、練習でつまずいたりすることがあります。基礎感覚作りは、スモールステップと類似の運動（運動アナログン）を組み合わせた運動を行うと効果的です。

＜運動アナログンの例＞

○跳び箱の開脚跳び→アザラシ歩き、かえる足打ち、馬跳び

○ボール投げ→紙鉄砲、タオル振り

○鉄棒の逆上がり→布団干しからの起き上がり、足抜き回り

①体幹の締め感覚（全身に力を入れる感覚）

体幹の締め感覚とは、姿勢を保持し、全身に力を入れる感覚です。この感覚を

身に付けるためには、固定遊具を活用した運動、逆立ちなどを含むマット運動など、全身を使って運動することが重要です。この感覚が身に付いていない子供が、体重を支える技や高い所に立つなどの技を行なう際は、指導において注意が必要です。

②逆さ感覚・振動・回転感覚

空間認識ともかかわり、自分の体がどうなっているか、どの位置にいるかなどをつかむ感覚です。この感覚が養われていないと、逆さの姿勢や回転の運動で体がこわばったり、コントロールができなくなったりしてしまいます。鉄棒やブランコなどの固定遊具やマット運動などは、感覚を養う効果があります。この感覚が身に付いていない子供が、倒立技や高い所での技を行なう際には、指導において注意が必要です。

③腕支持感覚

腕で自分の体重を支える感覚で、自分の体を守る意味でも重要な基礎感覚です。鉄棒やマット運動など、自重を支える運動を数多く行うことが必要です。手押し車なども効果があります。これは、体幹の締め感覚を身に付けるための運動にもなります。この感覚が身に付いていない子供は、ピラミッドの土台や倒立技などは、指導において注意が必要です。

(2) 低学年から経験させたい感覚づくり

①足指の運動

裸足で「組体操」を行う場合が多い中で、運動場等で「裸足になること」に慣れていない子供もいます。足の裏の一部しかつけない歩き方や走り方をする子供、足の指を上手く使えない子供が見られます。

<例1>足指でタオルつかみ

<例2>足指じゃんけん

<例3>椅子や机等を使って、両手で支えながら足指歩き

<例4>立った状態で、片足ずつ交互に足指歩き

いきなり両足を揃えて足指歩きをすると、足指の捻挫や骨端線損傷等になることも考えられますので、少しずつ段階をあげて経験させる必要があります。

②肩車

「肩車」をされた経験が少ないと、「怖い」という意識が強く働き、体に余分な力が入ってしまうことがあります。「高さ」が変わって、見える景色も変わる楽しさをはじめ、地面に足がついてない中でのバランス感覚などを楽しみながら経験できるよう、御家庭に協力をお願いする方法もありますし、できる指導者が経験させてあげる方法もあります。

<例1>「親子エクササイズ」のような家庭への紹介や依頼（啓発）

<例2>ジャングルジムや肋木などにつかまって、友達に肩車をしてもらう。

③倒立

倒立は、腕支持感覚や逆さ感覚などの基礎感覚が備わっていないと怖さを感じることがあります。必要な感覚を段階的に培っていくことが大切です。

<例1>カエル足打ち・カエル逆立ち

指をしっかりと開いて着き、手と手の間を見続けること。

<例2>壁のぼり倒立

補助者に少しずつ足を誘導してもらって、逆立ち感覚を味わう。

<例3>壁頭倒立

マットを敷いて崩れた時の不安を取り除き、壁を利用して頭倒立する。
＜例4＞引っぱり逆立ち（補助付き）

頭倒立の状態から、2人の補助者に足を引っぱり上げてもらって、壁倒立の姿勢になる。

キネステーズ感覚について

今までに経験のない新しい運動を行うときに、「できるような気がする」という感覚をキネステーズ感覚といいます。この感覚は、さまざまな運動の基礎感覚が身に付いているほど強いと言われています。幼少期からたくさんの遊びを経験している子供ほど、「できるような気がする」と強く感じるすることができます。つまり、たくさんの運動経験は新しいステップにつながる可能性があります。

（3）運動が苦手な子供への配慮について

運動が苦手な子供に対して、全体の動きを優先させて無理を強いると、事故や怪我が起こりやすくなります。その結果、運動に対して嫌悪感を感じたり劣等感を覚えるなど、本来の目的やねらいから離れてしまうことにもなりかねません。

そのため、技の構成等について、個々の体力や運動能力、技能などの個人差を把握し、配慮する必要があります。

また、高さ、逆さ、痛さなどに対する感覚も個人差がありますので、できないことを個人の意欲や態度等のみの問題として理解し、判断することがないように注意が必要です。

そのため、日頃から注意深く、子供の実態を把握しておき、事故やけがを防止しましょう。

（4）具体的な運動の事例（小学校学習指導要領から）

①基礎感覚を養う

＜低学年の例＞

- ゆりかご、前転がり、後転がり、丸太転がりなど
 - ・マットに背中を順番に接触させるなどして、いろいろな方向に転がること。
- 背支持倒立（首倒立）、かえるの足打ち、壁登り逆立ち、支持での川跳び
 - ・手や背中で体を支えていろいろな逆立ちをすること。

②逆さ感覚・振動・回転感覚を養う

＜低学年の例＞

- ゆりかご、前転がり、後転がり、丸太転がりなど
 - ・マットに背中を順番に接触させるなどして、いろいろな方向に転がること。
- ぶら下がり
 - ・鉄棒で、両手でぶら下がったの振動、肩膝をかけたの振動、腹をかけたのぶら下がりなどをすること。

③腕支持感覚を養う

＜低学年の例＞

- 支持でまたぎ乗り、またぎ下り、支持で跳び乗り、跳び下り、馬跳び、タイヤ跳び など。
- ・数歩の助走から両足で踏み切り、跳び箱に両手を着いてまたぎ乗ったり、またいだ姿勢で腕を支点に体重を移動させて、またいだ姿勢のまま下りたりすること。

3 「組体操」実施計画（例）

実施日	時 限 (会場)	練 習 内 容	安全指導の留意点	授業で の指導 者数	安全対策 (備考:記録等)
○月 ○日 ()	2 時限 (体育館)	○組体操の意義の説明 ○安全に練習するための 約束の確認 ○基本練習（1人技）	必ず3つの約束ごと を守るよう指示 をする。(真剣・安全・ 協力)	1人	・プリント (組体操の技の解説) ・映像資料 ・マット設置
○月 ○日 ()	4 時限 (体育館)	○2人技（補助倒立、 肩車、サボテン）	初期の練習時に一 斉演技は行なわず、 少人数及び補助者 を必ず付ける。	1人	・マット設置 ・補助の練習 ・体重を支える姿勢の 確認 ・子供の技量の把握 (けが 人)
○月 ○日 ()	2 時限 (体育館)	○2人技・3人技（サ ボテン、ミニピラミ ッド、2段タワー）	肩車からサボテン に移行するときに、 下の子供が頭を抜 きやすくできるよ う上の子供を補助 する。	1人	・マット設置 ・土台練習 ・安全確認のための子 供同士による意見交 換 (けが 人)
○月 ○日 ()	2 時限 (体育館)	○複人数技～（ミニピ ラミッド、2段タワ ー、5人組やぐら、 3段ピラミッド）	手、膝、足の位置の 確認と体格等のバ ランスの見直しを 行なう。	2人	・段階練習 ・補助者の位置の確認 ・安全確認のための子 供同士による意見交 換 (けが 人)
○月 ○日 ()	2 時限 (運動場)	○1人技～複人数技(V 字バランス～3段ピ ラミッド	複人数技に入っ たら、一斉練習からグ ループごとに安全 確認をしながら練 習を行う。	2人	・土台練習 ・段階練習 ・子供同士による安全 確認 ・補助者の位置の確認 (けが 人)
○月 ○日 ()	2 時限 (運動場)	○通し練習①位置確認	補助者と安全確認 をしながら、進行す る。	2人	・ピラミッド位置変更 (けが 人)
○月 ○日 ()	2 時限 (運動場)	○通し練習②	補助者と安全確認 をしながら、進行す る。	2人	・タワー補助人数変更 (けが 人)

Ⅱ 想定される事故の要因と安全指導のポイント

1 タワーの場面で

技の流れ(◇ポイント)

◇タワーの組み合わせ例

- ・土台2名 上段1名
- ・土台3名 上段1名
- ・土台4名 上段2名

①土台準備

- ◇土台同士の見線を合わせ、高さを合わせる。(※腰を折らない)
- ◇立ち上がるための[土台の足の基本形]を確認する。



②2段目乗る

- ◇首から肩にかけての位置に足を乗せる。



○安全指導のポイント ●想定される事故とその要因

○補助者(体力や技の習熟度に合わせて配置を調整する)をつける。

○1段目者の[土台の足の基本形]を確認する。

○練習の初期段階では、タワーの周りにマットを敷き、落下に対して準備しておく。

[土台の足の基本形]

＜よい例＞つま先で支えている



＜悪い例＞足首が伸びている



＜悪い例＞[土台が腰を折った形]



※乗りやすくするために土台が腰を折る形は、上段の重さを支えきれず崩れることがあるので、行わない。

●崩れる、転落

- ・土台が2段目(上段)に立つ者を支えきれずバランスが崩れる。
- ・2段目(上段)に立つ者の足を、1段目(土台)の首から肩にかけての位置に乗せないため、滑ってバランスが崩れる。

[足を乗せる位置]



③土台立ち上がり

◇土台同士を目線を合わせ、声を掛け、タイミングを合わせて立ち上がる。



○補助者を配置し、転落しないように備える。補助者の人数は技の成熟度に合わせて、調整する(練習の始めの段階では上に乗る人数よりも多くすることが必要)。

○土台同士を目線を合わせることで体を起こし、真っ直ぐ立って支える。

○上の者は、土台が立ち上がる時、重心をやや前にし、少し膝を曲げてバランスをとる。



●崩れる、転落

・1段目(土台)が立ち上がる時の高さが揃っていないため、2段目(上段)に立つ者のバランスが崩れる。

・1段目(土台)が立ち上がる時に、2段目(上段)の重さを支えきれず、崩れる。

<悪い例>土台が水平になっていない。



④2段目立ち上がり・完成



○2段目はゆっくり立ち上がる。



⑤2段目しゃがみ込み

⑥土台がしゃがみ込む

◇しゃがみ込むときに、声を掛け、タイミングを合わせる(土台同士の間線を合わせ、高さを合わせる)。



⑦2段目降りる

◇片足から地面に着地をする。

○補助者を配置し、転落等に備える。補助者の人数は技の成熟度に合わせ、調整する(練習の初めの段階では上に乗る人数よりも多くすることが必要)。



●崩れる、転落

・上の者がバランスを崩し、落下する。

○しゃがみ込むときに、声を掛け、土台に伝える(土台は動かずに待つ)。

●崩れる、転落

・技の完成後、2段目(最上段)がしゃがみ込むときにバランスを崩す。

○しゃがみ込むときに、声を掛け、タイミングを合わせる(土台同士の間線を合わせ、高さを合わせる)。

○補助者を配置し、転落等に備える。補助者の人数は技の成熟度に合わせ、調整する。

●崩れる、転落

・1段目(土台)がしゃがみ込むときに高さがずれたり、揺れるなどして、2段目(最上段)がバランスを崩す。



○土台は腰を曲げ過ぎない。

○2段目(上段)の者は、土台から降りるときは、片足ずつ地面に着地する。

●転倒

・降りるときに足が土台に引っかかり、転倒する。

◎土台 2 名 上段 1 名の場合(参考)
[土台準備]



[2段目乗る]



[足を乗せる位置]



●崩れる、転落

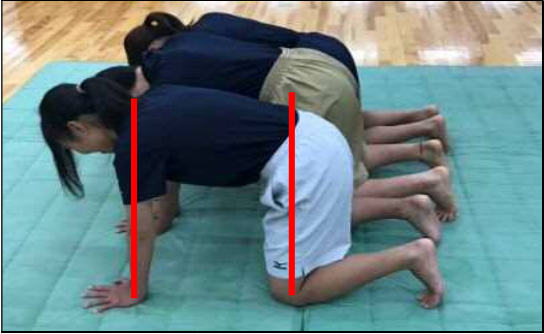
- ・土台が2段目(上段)に立つ者を支えきれず、バランスが崩れる。
- ・2段目(上段)に立つ者の足を、1段目(土台)の首から肩に掛けての位置に置かないため、滑ってバランスが崩れる。

※ 左下写真では、土台が2段目(上段)の足を手で押さえているが、必ず押さえる必要はなく、子供たちの実態に合わせ、判断をする(とっさの場合、足を押さえたことで、頭から転落する危険性もあるため)。

[完成]



2 ピラミッドの場面で

技の流れ(◇ポイント)	○安全指導のポイント ●想定される事故とその要因
3段ピラミッドの場合 ①土台準備 ◇全員に技の完成までにかかる時間の目安を伝え、重さに耐える時間のイメージを持たせる。  [腕・足が地面に対して垂直] 	○補助者(体力や技の習熟度に合わせて配置を調整する)をつける。 ○練習の初期段階では、ピラミッドの土台下にマットを敷き、崩れや落下に対して準備しておく。 ○支える腕や脚は、地面に対して垂直であること。 ○背中を平にすること。 ○1段目の土台は両手中指が外側に少し向いた形で、肘が伸びた腕支持の状態をつくり、互いの腕は交差させないこと。 [補助者の配置の例] 
②2段目乗る 	○手は肩甲骨周辺、膝は土台の腰付近に置く(広背筋付近も安定感があり痛みが少ない)。 ○この段階で、痛みがあったり、安定しなかったりした場合は、3段目はまだ乗らない。 ●乗る位置により、背中等を痛める。 ・1段目(土台)の背中にバランスよく手・膝・足を置かないことから、3段目(最上段)が上がったときに負担が一部に集中し、支えきれず崩れることにつながる。

[乗る位置]



③3段目乗る

◇登りやすい方向を確認する。

○声を掛けて、登る合図をする。

○手、膝、足の位置の確認と体格等のバランスの見直しを行う。

[横から登る例]



[後から登る例]



④完成



●崩れる

・上に乗るときに、土台を引っ張ってしまい、崩れる。

○完成後に事故が起こりやすいことを指導し、理解させる。

○全体をよく観察し、完成までの時間を考え、実態に合った時間内で行う。

●崩れる

・時間が経過し、土台が重さに耐えられず、崩れる。

○スムーズに降りるための順序を確認しておく。

○土台のすぐ近くに降りると、手や足を踏む危険性があることを指導して、足場の確認をしながら焦らず、声を掛けながら降りる。

●不注意による怪我

・下を見て降りないで、土台の足を踏む。

◎4段ピラミッドの場合(参考)

〔土台準備〕



〔2段目〕



〔3段目〕



〔4段目登る〕



〔4段目登る②〕



〔4段目登る③〕



〔完成〕



○手は肩甲骨周辺、膝は土台の腰付近に置く(広背筋付近も安定感があり痛みが少ない)。

○痛みがあったり、安定しなかったりした場合は、上段はまだ乗らない。

●乗る位置により、背中等を痛める。

・土台の背中にバランスよく手・膝・足を置かないことから、最上段が上がったとき負担が一部に集中し、支えきれず崩れることにつながる。

○声をかけて、登る合図をする。

○手、膝、足の位置確認と体格等のバランスの見直しを行なう。

●崩れる

・上に乗るときに、土台を引っ張ってしまい、崩れる。

横から見た〔4段目登る〕



3 補助倒立の場面で

技の流れと◇技能のポイント

①手を着く



②足振り上げ

③補助



○安全指導のポイント ●想定される事故とその要因

- マットを敷く(初期の練習段階)。
- 実態に応じて補助者を2人にする。
- 倒立者は両手中指を正面よりやや外に開いて腕支持をする。
- 倒立者は片足のみを振り上げ、もう一方の足が暴れないように注意する。

[補助者2人の補助の例]



- 転倒、振り上げた足が補助者に当たる
 - ・倒立者の足を受け止められずに転倒することや、または、補助者の立ち位置が真正面のため、振り上げた足が当たる。
- 倒立が苦手な倒立者の補助者は、振り上げ足側に立ち、補助する(先に上がってくる足を掴む)。

[蹴られる]

[振り上げ足側に立つ]



- 転倒
 - ・倒立者を支えきれず転倒する。
- 倒立者のバランスが崩れたり、体力がもたなかったりした場合、補助者は早めに補助している足を解放する。

④完成



⑤解放

⑥着地



●転倒

- ・足を解放するタイミングが合わず、転倒する。
- 解放時には片足だけを離し、柔らかな着地を行う。



- 足の裏で着地をする。

- 着地時に、足を地面(床)で強打する。

- ・つま先で着地し、指を痛める。

[着地時の形]



※参考資料

[カエルの足打ち]



※倒立の練習方法

- カエル足打ちや壁登^{かべのぼり}倒立、壁頭^{かべあたま}倒立、引っぱり逆立ちなどを繰り返し練習し、逆立ちの感覚(逆さ感覚)作りを行なう。

[壁登倒立]



[引っぱり逆立ち]



[壁頭倒立]



4 肩車・サボテンの場面で

技の流れと◇技能のポイント

- ①肩車準備
- ②立ち上がり



○左例のように、下で支える者が、上に乗る者の重心の下に入る。



○安全指導のポイント ●想定される事故とその要因

- 練習時に、セーフティマット及びマットを後方転倒や転落に備え、設置をする。
- マットやセーフティマットを置く位置は、落下や転倒の危険性を考慮して判断をする(状況により、マットを置く位置や練習場所を移動し、安全を最優先する)。
- 初期の練習時に一斉演技は行わず、補助者をつけて少人数ごとに確認しながら練習を行なう。
- 技能レベルに合った完成度を求めること。

○後方への転倒は大きな事故につながる可能性があるため不安要素が少しでもある場合は、必ず補助者をつける。

○下で支える者は、膝を曲げ前後に足を開き、上に乗る者の重心の下に入るように座る。

○下で支える者は、首や腰だけに負荷がかからないよう背筋が伸びた状態で立ち上がる。

●落下・転倒

・重くて上げられず、腰等を痛めたり、バランスを崩し前方や後方に倒れたりする。

<悪い例>



※左例のように、下で支える者の重心が、上に乗る者の重心の下に入っていない状態で持ち上げようとすると、転倒や怪我が起こりやすいので注意する。

※子供の実態により、肩車からサボテンへの技の変化を考え直し、サボテンを単独技で行う(前の子供が後の子供の大腿部に乗り、完成)など、柔軟に対応をする。

③肩車完成



④サボテン(頭抜き)



⑤サボテン完成

⑥解放

⑦着地



●落下・転倒

・バランスが崩れることにより、落下・転倒する。



○肩車からサボテンに移行するときに、下で支える者は開脚し、上に乗る者を大腿部の上に立たせ、頭を抜く（大腿部が床と平行に近くなるくらいまで腰を落とす）。

○膝上あたりを支持する。

○バランスが崩れた場合は、下で支える者はすぐに手を離し、上の者が足から降りられるようにする。

●落下・転倒

・頭を抜くときにうまく抜けず、バランスを崩す。

<悪い例> [手を離さないで転倒した形]



●転倒

・降りる者と支える者のタイミングが合わず、バランスを崩す。

○着地直前に下で支える者は上の者の腰に手を添えて補助する。



Ⅲ 県内で発生した組体操における事故について

1 組体操における事故件数について

平成 24 年度から平成 28 年度において県内で発生した組体操における事故については、県内市町等教育委員会が所管する学校から当該教育委員会に提出された独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金の申請を行う際の「災害報告書」及び「医療等の状況」に基づいて、集計を行いました。

平成 27 年度に組体操を実施した学校の割合は、小学校 88.6%（政令市を除く 324 校中 287 校）、中学校 11.8%（政令市を除く 170 校中 20 校）

平成 28 年度に組体操を実施した学校の割合は、小学校 67.6%（政令市を除く 321 校中 217 校）、中学校 11.0%（政令市を除く 172 校中 19 校）であり、小学校の多くで実施されています。

表 1 の組体操における事故は、平成 24 年度から平成 28 年度で 1088 件発生しています。

◎事故件数（政令市を含む）

表 1 組体操における事故件数（平成 29 年度 2 月 10 日現在）（件）

体操（組体操）	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	計
小学校	195	205	199	256	92	947
中学校	30	24	24	20	5	103
高等学校	4	7	11	13	3	38
計	229	236	234	289	100	1088

表 2 は平成 28 年度静岡県内の組体操における事故の発生状況から、技類別の事故件数を表したものです。これを見ると、タワーやピラミッドよりも、肩車やサボテン、倒立、補助倒立で多くの事故が発生しています。

表 2 組体操の技別事故件数（件）

組体操種類	件数		
肩車	19	トータムポール	1
サボテン	12	ピラミッド(3 段)	1
倒立	9	花	1
補助倒立	9	肩倒立 他	1
タワー(2 段)	8	上下バランス	1
3 人技	6	補助倒立→肩車	1
不明	6	腕立て	1
肩車→サボテン	5	5 人組技	1
飛行機	5	1 人ブリッジ	1
ピラミッド(2 段)	2	タワー(3 段)	1
ピラミッド(段数不明)	2	タワー(段数不明)	1
扇	2	立ちブリッジ	1
2 人組み体操	2	二人技	1
		総計	100

表3は、組体操における事故の発生状況等について、平成24年度から平成28年度の学校種別で、負傷の種類別に分類したものです。小学校では、挫傷・打撲が376件で最も多く、次いで捻挫278件、骨折212件の順となっています。中学校は、挫傷・打撲が50件で最も多く、次いで骨折23件、捻挫19件の順となっています。高等学校は、挫傷・打撲が15件で最も多く、次いで骨折10件、捻挫9件の順となっています。

表3 負傷の種類：内訳

(件)

小学校	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
骨折	43	55	37	56	21	212
捻挫	60	64	63	71	20	278
脱臼	3	3	2	4	1	13
挫傷・打撲	79	64	86	104	43	376
靱帯損傷・断裂	2	2	0	4	3	11
挫創	1	5	2	1	1	10
切創・刺創	0	1	0	1	0	2
裂創	0	0	1	1	0	2
擦過傷	1	0	0	0	0	1
熱傷・火傷	1	0	0	0	0	1
歯牙破折	0	1	0	0	1	2
異物の嚥下・迷入	0	0	2	1	0	3
負担累積起因疾病	4	8	4	6	0	22
負傷に起因する疾病	1	2	2	7	0	12
その他					2	2
計	195	205	199	256	92	947
中学校	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
骨折	8	6	5	4	0	23
捻挫	5	6	6	2	0	19
脱臼	1	1	0	0	0	2
挫傷・打撲	13	9	10	13	5	50
靱帯損傷・断裂	1	0	2	0	0	3
擦過傷	0	1	0	0	0	1
負担累積起因疾病	2	0	0	1	0	3
負傷に起因する疾病	0	1	1	0	0	2
計	30	24	24	20	5	103
高等学校	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
骨折	0	2	2	5	1	10
捻挫	0	3	2	3	1	9
挫傷・打撲	4	2	4	4	1	15
靱帯損傷・断裂	0	0	1	0	0	1
負担累積起因疾病	0	0	2	0	0	2
負傷に起因する疾病	0	0	0	1	0	1
計	4	7	11	13	3	38

2 組体操における主な事事故事例について（参考：日本スポーツ振興センター、静岡県事例）

種 目	学校別	状 況
タワー	小学校	タワーを完成させ上段から座ったときに、児童が <u>体勢を崩して下に落ち、土台の子供を圧迫</u> し左肘を骨折した。
	小学校	運動会の組体操の練習で3人組となり、2人が支え一人が肩の上に乗り立が上がりようとしたときに、下で支えていた二人が支えきれず崩れ、上に乗っていた児童が床に落下し左足大腿部を強打した。
	小学校	3段タワーで一番下の段が立ち上がる時にバランスを崩し、上に乗っていた児童が落下して左手首を負傷した。
	小学校	2段タワーで土台児童の上に乗立上がりようとした際、 <u>バランスを崩して落下</u> し、地面に後頭部を打ちつけた。
	中学校	体育大会に向け組み立てダンス（組体操）の練習をしていたところ、3段の塔の3段目で一緒に組んでいた <u>生徒がバランスを崩し、腕を掴まれていたため一緒に落下し負傷</u> した。
	中学校	組体操競技で3段タワーの頂上に上がる途中、タワーの体勢が充分整っていない状態の中で頂上に登っていき、本生徒も <u>バランスがとれないところで立とうとした時、転落</u> した。その際、左腕を地面に強くついた状態で落ちたため、左手首を負傷した。
ピラミッド	小学校	<u>ピラミッドが崩れ、一番下にいた子供の左腕に、上にいた児童が乗り、左腕を負傷</u> した。
	小学校	体育会の組体操の学年練習をしていた。 <u>三段ピラミッドの姿勢が崩れ、最上段の児童が床に落ちる際、その膝が最下段で支えていた本児の腰に当たり負傷</u> した。
	小学校	運動会の組体操でピラミッドの練習をしていたところ、 <u>下の2段がバランスを崩してつぶれたため、下から3段目にいた本児童も地面に前のめりに落ちた</u> 。右ひじ、右足を強打し痛みがあったが、耳は特に痛みを感じなかった。その後、聴力障害が判明した。
	小学校	4段ピラミッドで <u>バランスを崩し、地面に左足をついた際に、小指を強打</u> した。
	中学校	体育祭の練習中に、組体操の練習をしていたところ上に乗っていた生徒が <u>バランスを崩して落下した際、下にいた本生徒の首に当たり頸椎を脱臼骨折</u> した。

少 人 数 種 目	補 助 倒 立	小学校	運動会の組体操の練習をしていた。2人組で補助倒立をしていて、相手の足をつかもうとして失敗し、他の児童の足が左眼周辺に当たり負傷した。
		小学校	<u>振り上げた足が十分上がりきらずに、補助者に支えてもらうことなく地面に戻ってきた。この時、右足先を地面に打ち付けた。</u> (右足打撲傷)
		小学校	倒立した本児の勢いが強く、相手児童が補助できなかったため、そのまま <u>転倒し、左手を負傷した。</u> (左小指中節骨基部 骨端線損傷)
		小学校	補助役の相手児童が手を離したところ、 <u>後ろに倒れ、右手首をひねった。</u> (右第5中手骨不全骨折)
	肩 車	小学校	<u>土台の児童がふらつき、上に乗っていた本児が落ちて、後頭部をぶつけた。</u> (頭部打撲傷)
		小学校	肩車の土台になっていた本児がバランスを崩して前方に倒れた際、 <u>上に乗っていた相手児童の足が左目にあたった。</u> (左側眼窩吹き抜け骨折 複視 眼窩内側壁骨折)
		小学校	相手児童を肩に寄せ立ち上がった際、 <u>相手児童がバランスを崩して前のめりになり、頸部に負担がかかった。</u> (頸椎挫傷捻挫)
		小学校	肩車で相手児童を持ち上げようとした際、 <u>腰を負傷した。</u> (腰椎捻挫)
		小学校	相手児童を肩車したことで肋骨にひびが入った。(左肋骨骨折)
	サ ボ テ ン	小学校	上に乗った相手児童が大きく背中を反らせた時に後ろに力がかかり、 <u>腰が痛くなった。</u> (腰椎腫瘍の疑い 第5腰椎圧迫骨折の疑い)
		小学校	組立て体操の「サボテン」を、皆の手本とするために本児童が行った。成功はしたものの、 <u>バランスを崩して前方に転落した。その際、手を着いて支えようとしたが、床に顔を強く打ちつけ、上の前歯が一本、縦に亀裂が入った。</u> (歯牙障害)
		高等学校	相手生徒の上に乗る、手を広げようとしたときに体のバランスを崩して、 <u>前に手を突くように転倒した。</u> (右肘関節部挫傷 右肘関節骨折の疑い)

資料

静岡県教育委員会では、「組体操の事故防止について（平成28年4月22日付教健第91号）」の通知を市町教育委員会教育長及び各県立学校長あてに昨年4月に発出し、事故防止と安全対策について示した。

組体操の事故防止について（通知）

このことについて、県教育委員会は「組体操による事故の防止について」（平成28年4月7日付事務連絡）を通知し、各市町教育委員会において適切な御指導をお願いしているところではありますが、運動会等で実施される組体操については、全国でも8,000件を上回る負傷者が発生していること、本県においても約280名の傷害を負う事故が発生していることから、実施上の留意点等を示すことといたしました。

運動会等で実施される組体操は、学習指導要領における特別活動の学校行事として位置づけられており、実施する場合には、その目標やねらいを踏まえ、内容の慎重な検討が求められることから、下記実施上の留意点及びスポーツ庁通知「組体操等による事故の防止について」等を参考に、貴管下の小・中学校、高等学校に対して事故防止対策等の周知徹底について御指導願います。

また、県教育委員会は、改めて組体操の事故事例や指導内容を検証し、指導の在り方や安全対策及び研修等について研究するなど、今後の安全対策の推進に努めてまいります。

記

【実施上の留意点】

- 1 各学校においては、組体操を安全に実施することができる指導内容、指導計画、実施体制等について、十分な対策を講じることが難しい場合には、組体操を構成する内容の見直しや、組体操に変わる種目の導入について検討すること。
- 2 実施内容を計画する上では、組体操を実施することの目的や活動から何を学ぶのかなど、意義等についても子供に十分理解させること。また、子供の体格差や体力、体調の状況等を考慮し、無理のない内容となるよう留意するとともに、運動が苦手な生徒の意見も踏まえるなど意欲的に取り組むことができるような工夫をすること。
- 3 指導計画を作成する上では、別紙資料やスポーツ庁通知等を参考に、学校全体で段階的な指導計画及び実施内容の確認を行うとともに、落下や転倒等の危険を伴う種目には必ず補助者を配置するなどの安全対策を施すこと。また、事前に保護者にも組体操の実施及び安全対策等について説明すること。
- 4 組体操を実施する上では、「タワー」や「ピラミッド」等、落下の危険や一人にかかる負担が大きい種目等を実施する場合には、特に安全確保について留意すること。その場合、補助する者が一番上に位置する子供の足元をしっかりと支えることができる高さと

なるように配慮すること。なお、高さの目安としては「タワー」2段程度、「ピラミッド」3段程度とする。ただし、目安の段数以下でも安全が確保されるわけではないため、事故防止のために万全を期すこと。

- 5 組体操を実施する上では、特別活動「学校行事」のねらいを達成する観点から、計画的・継続的に練習を行うなど、事前に実施に向けた準備をすること。その際、練習時を含めて教員等による補助の適切な配置、セーフティマットの使用など、万が一の落下や転倒に備えるとともに、危機管理対応マニュアルを確認し、救急連絡体制を整えること。

注) 資料中の別添及び別紙資料について

資料中の別添及び別紙資料については、「組体操の事故防止について（平成 28 年 4 月 22 日付教健第 91 号）」の通知を参照ください。



事 務 連 絡

平成28年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁 政策課 学校体育室

組体操等による事故の防止について

学校の設置者は、児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等により児童生徒に生ずる危険を防止することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第26条）。

児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等における事故防止に努めていただく必要があります。

各教育委員会・学校等におかれては、日頃より、体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところでありますが、依然として、多くの事故が発生している状況にあります。

期間が限定された体育的行事においても、毎年度事故が発生しているところであり、実施に当たっては、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的・計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることなどの措置を講じていただきますようお願いします。

特に運動会等で実施される組体操については、年間8,000件を上回る負傷者が発生し、社会的な関心を集めているところであり、下記の事項を踏まえた措置を講じていただきますようお願いします。その際、別添1の参考資料も御活用下さい。

併せて、その他の体育活動についても、別添2の事故防止に関する参考資料も活用しながら、活動内容に応じた事故防止対策を講じていただきますようお願いします。

なお、スポーツ庁では、来年度、組体操を含む体育的行事における事故事例について分析した事例集を作成し、各教育委員会等に情報提供することとしております。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、この趣旨の周知を図るとともに、指導・助言をお願いいたします。

記

1. 各学校においては、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。
2. 各学校においては、練習中の児童生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。万が一、練習中に児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。
3. 各学校においては、タワーやピラミッド等の児童生徒が高い位置に上る技、跳んできた児童生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせること。
4. 各小学校においては、組体操に関しては小学校での事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で体格の格差が大きいことに鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性がある危険度の高い技については特に慎重に選択すること。
5. 各教育委員会等においては、段数の低いタワーやピラミッド等でも死亡や障害の残る事故が発生していることなど、具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を、現場で指導する教員に周知徹底すること。

【本件担当】

スポーツ庁 政策課 学校体育室 次世代育成係
電話 03-5253-4111（代表） 内線 3777

「組体操」における事故防止のための指導上の留意点作成にあたり、以下の方々にご協力をいただいた。

平成 28 年度子供の体力向上推進委員会

(職名は平成 29 年 3 月 1 日現在)

杉山 康司	静岡大学教育学部教授
大矢 隆二	常葉大学教育学部准教授
高木 恭治	静岡県体育協会事務局次長
岩瀬 隆伸	浜松市立芳川北小学校長
岩尾 秀幸	島田市教育委員会学校教育課指導主事
福永 秀樹	静岡県教育委員会理事兼健康体育課長

アドバイザー

芳村 直	芳村整形外科院長（日本体育協会公認スポーツドクター）
------	----------------------------

留意点の作成にあたっては、以下の者が担当した。

(職名は平成 29 年 3 月 1 日現在)

野津 一浩	静岡大学教育学部准教授
樽林 正人	静岡県総合教育センター総合支援課指導主事
江本 光徳	静岡教育事務所地域支援指導主事
根木 信広	静岡教育事務所地域支援指導主事
鈴木 公一	静岡県教育委員会健康体育課指導主事

実演・撮影協力

静岡大学教育学部保健体育教育専修の学生の皆さん

参考資料

小学校学習指導要領解説体育編（平成 20 年 8 月）	文部科学省
中学校学習指導要領解説保健体育編（平成 20 年 9 月）	文部科学省
「組体操」における事故防止の指導上留意点	三重県教育委員会事務局保健体育課
組体操における安全確保のためのガイドライン（小学校）	名古屋市教育委員会
組体操 安全指導のポイント例	滋賀県教育委員会
気になる子の体育	株式会社 学研教育みらい

